

住居表示実施における

メリット

- 誰にでも目的地が探しやすくなります。
- 救急車などの緊急車両到着のスピードアップが期待できます。
- 現在地の特定が容易なので、防犯上有効です。
- 電柱等に町名や地図が載っている街区表示板が取付けられるため
現在地がすぐに分かります
- 郵便物などの誤配・遅配が減少します。

住居表示を実施すると

街区の角などの見やすい場所に町名と街区番号を記載した「街区表示板」を設置します。また、建物の出入り口付近に新住所を表示した「住居番号表示板」を取付けます。

なお、住所変更に伴い、諸手続きが必要になります。

市が職権で変更できるものもありますが、ご本人で変更していただく手続きもあります。



ご本人で変更していただく手続きの例

運転免許証、保険証 (社会保険等)、
個人で契約している銀行や保険 等



★今後のスケジュール (予定) ★

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
内容	住居表示実施検討会による「新しい (住居表示実施後の) 町の区域及び町名」の検討	検討会から検討結果を「新しい (住居表示実施後の) 町の区域及び町名」として市長に提出	住居表示実施 (令和5年2月頃)

【皆様へのお願い】

今後も回覧等により情報提供をさせていただきます。「わかりやすく、訪ねやすいまちづくり」に向け、住居表示の実施にご協力の程、よろしく願いいたします。

★問い合わせ先★ 平塚市 都市整備課 市街地整備担当
電話(直通) 21-8783

